

埼玉県都市整備部住宅課・福祉部高齢介護課による
立入り検査（平成 26 年 8 月 27 日）が実施されました。

サービス付き高齢者向け住宅とは、高齢者の居住の安定確保に関する法律に定められた【住宅に関する基準】・【サービスに関する基準】・【契約に関する基準】を満たし、登録された住宅で、高齢者世帯や要介護者等、高齢者が安心して生活することができる住まい・住環境を備えた住宅として、その居住の安定確保を図ることを目的としています。

登録後も同法において、【行政による指導監督】について、業務に関し必要な報告を求め、事業所もしくは登録住宅に立ち入り、その業務の状況もしくは帳簿、書類その他の物件を検査し、関係者に質問する事が出来ると定められており、高齢者の安心して生活することができる基準の維持がなされています。

ハーウィル栗橋も竣工から 8 年が経ち、この度、埼玉県都市整備部住宅課・福祉部高齢介護課による立入り検査（平成 26 年 8 月 27 日）が実施され、下記点につき改善の指示をいただきました。

- ・一部住戸の家賃額が登録時から変更されている。所定の手続きを行うこと。
- ・共用廊下に手すりが設置されていない。速やかに設置し、報告すること。
- ・未使用の居室に事業者の物品が保管されている。撤去をするか、当該住戸を登録から外すこと。
- ・入居者に提供した生活支援サービスのうち、状況把握及び生活相談サービスの提供に係る帳簿が作成されていない。適切に作成し、報告すること。

以上改善指示に従い、平成 26 年 10 月改善をいたしました。
県検査職員の皆様、ありがとうございました。